

第 22 回 全国地方議員交流研修会 in 横浜

第 4 分科会「女性の貧困 非正規労働、ケア労働から考える」

働いても報われない。

逃げてても制度につながらない。

ひとり親を想定しない働き方モデルと女性の貧困

－ 働き方・可処分所得・離婚避難支援を一体で再設計する政策提言 －

働く人の背後に、ケアを担う別の大人がいる。日本の標準的な働き方は、その前提を引きずっている。

開催日	2026 年 7 月 22 日（水）
発表者	筑紫野市議会議員 __春口あかね__
内容	プレゼン資料／政策研究報告書／要請書／10 分発表原稿
活動	シングルマザー議員連盟立ち上げ準備



春口あかね

春口あかねの3つの活動基盤

—— 地域課題をつなぎ、持続可能な筑紫野市の未来をつくる ——

1. 筑紫野市議会議員

市民の声を市政に届け、誰もが暮らしやすいまちへ

【所属・役職】

- ・文教福祉副委員長
- ・広報委員会副委員長
- ・公共施設等再編調査特別委員会委員
- ・子育て・教育、公共施設再編、農業、平和



【主な取り組み】

子育て・福祉

- ・こどもの居場所づくり
- ・産後ケア
- ・病児保育拡大
- ・学童での食事
- ・ファミサポ充実
- ・養育費確保支援



地域・農業・まちづくり

- ・中山間地域予算拡大
- ・公共施設再編
- ・農業振興
- ・平和事業



商工観光・情報発信

- ・シティブランディング
- ・プロモーション
- ・観光案内板設置
- ・地域資源の見える化



子どもと家庭を支え、地域の未来をつくる

2. シングルマザー議員連盟

政治団体

制度を変える

- ・政策提言
- ・議会質問
- ・政治的アクション



連携

一般社団法人 / NPO シングルマザー支援センター

現場を支える

- ・相談支援
- ・物資支援
- ・学習支援
- ・就労支援
- ・企業連携
- ・白書発行
- ・助成金申請



制度と現場の両面から、ひとり親支援を行う

全国のひとり親の貧困をなくす

あと1人集まったら記者会見予定！



3. 一般社団法人つくしのくに

候補DMO

地域資源をつなぎ、未来を育てる



教育事業

SDGsプロジェクトリーダー

- ・福岡県版SDGsボードゲーム
- ・地域課題を自分ごとにする探究学習
- ・学校・企業・大学・地域をつなぐ
- ・対話・協働・行動を育てる
- ・VUCA時代を生き抜く力



実績

- ・太宰府高校 約120名
- ・九産大付属九産高校 約200名
- ・福岡県主催大学フェス 約50名
- ・福岡県事例数 200件
- ・カード数 120枚



観光事業 温活リトリート筑紫野

- ・二日市温泉
- ・天拝山
- ・自然・歴史・食をつなぐ
- ・インバウンド対応
- ・地域ブランディング
- ・地域回遊プログラム



教育と観光を通じて、地域資源をつなぐ

“社会は変えられる”——子どもたちがそう思える地域をつくりたい。
人・資源・想いをつなぎ、住んで良し、訪れて良しの筑紫野市へ

02 結論：変えるべきは「本人」ではなく、制度の接続設計

01

高い就業率は生活安定を意味しない

母子世帯の母の就業率は 86.3%。それでも「大人が一人」の子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は 44.5%。就労の有無ではなく、就労の質・手取り・時間が問題。

02

標準的な働き方がひとり親を想定していない

残業、急な予定変更、転勤、無給の看護休暇に対応できる背景には、ケアを引き受ける「別の大人」が想定されている。個別配慮ではなく標準雇用の再設計が必要。

03

離婚・避難期は制度接続の危機

安全、住宅、学校、給付、仕事が同時に動く。窓口職員の機転で救われた実践を、初動 72 時間の全国共通手順とシステムへ変える。

出典〔1〕〔3〕〔21〕〔22〕〔23〕。標準労働者モデルは組織研究と母子世帯研究を踏まえた本報告の分析枠組み。

03 数字で見る「働いても報われない」構造

86.3%

母子世帯の母の就業率
働いていないのではない

236 万円

母の平均年間就労収入
正規 344 万円／パート等 150 万円

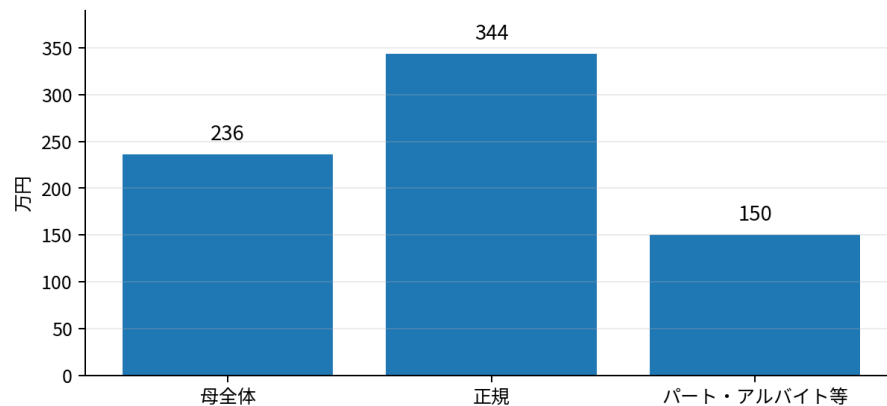
44.5%

大人 1 人の子どもがいる現役世帯の
相対的貧困率
大人 2 人以上は 8.6%

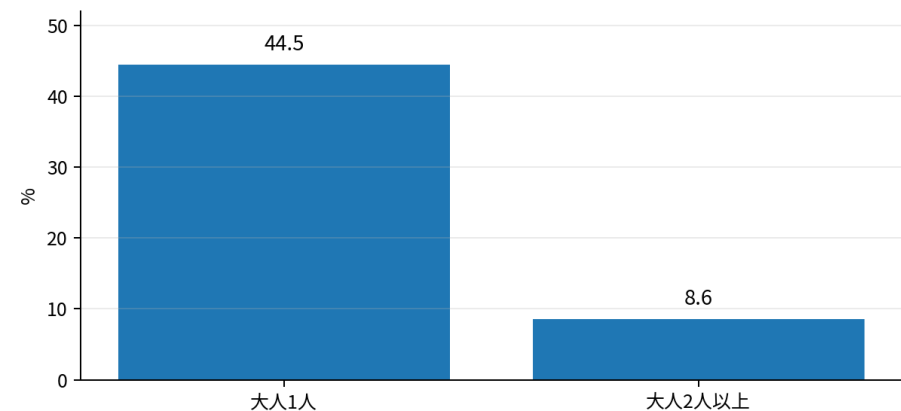
28.1%

離婚母子家庭で養育費を現在も受給
取決めの有無を問わない

母子世帯の母の平均年間就労収入



子どもがいる現役世帯の相対的貧困率



注：就労収入（個人・税引前等）と相対的貧困線（等価可処分所得）は概念が異なるため、直接比較はできない。出典〔1〕〔2〕〔3〕

精神的暴力からの避難は、安全確保だけでは終わらない。
住まい・就学・給付が一日単位で連動する。

1 精神的暴力・支配	2 金銭と就学の壁	3 住まいの壁	4 緊急避難的対応	5 給付の振込先	6 窓口が救済
いわゆるモラハラが続 き、相談者は「今すぐ 離婚・避難したい」と 考えた。	離婚後の生活費、住ま い、子どもの転校・通 学継続が同時に問題化 した。	案内された市営住宅 は、相談者が「修繕な しでは子どもと直ちに 住めない」と判断する ほど老朽化・修繕未了 だった。	友人宅を一時的な生活 拠点として住所を移 し、子どもの学校変更 を避けた。	物価高騰対策の子育て 支援金が、当時の児童 手当登録口座（夫側・ 世帯主名義）へ振込予 定であることが判明し た。	窓口職員が急ぎ振込先変更に対応し、相談者側への支給が間に合った。

重要な整理： 児童手当は法令上「常に世帯主へ支給」される制度ではない。離婚協議中の別居では子どもと同居する親への支給、DV 時には住民票を移せない場合の例外がある。今回の問題は、**一時給付が過去の登録情報を用いて自動処理される間のずれ**にある。

事例：相談者の申告を基に匿名化・一部加工。住所異動は友人宅を一時的な生活拠点とした緊急避難的対応であり、一般的な標準対応として推奨する趣旨ではない。制度出典 [9] - [12]

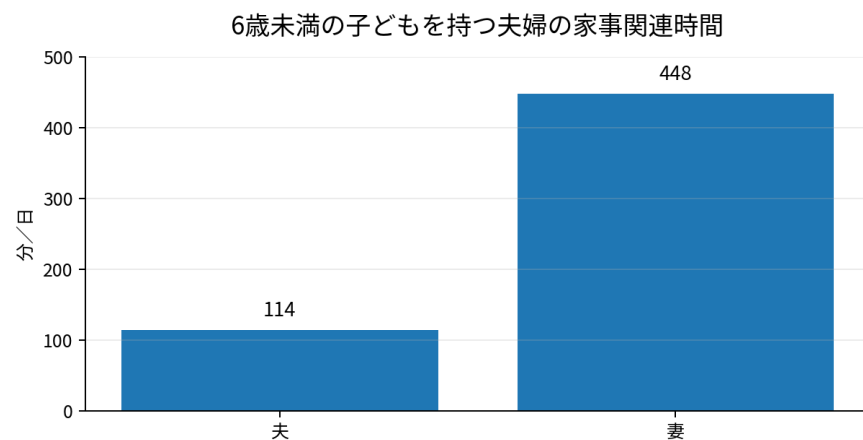
制度はある。それでも届かない理由：危機の時間と行政の時間のずれ

領域	制度上できること	事例で起きたこと	必要な標準化
女性支援	早期・包括的・切れ目のない支援、多機関連携	離婚前の危機が住宅・学校・給付に分断	最初の窓口が全体計画を持つ
住まい	公営住宅、セーフティネット住宅、女性支援施設等	「空室」はあっても即入居できない	居住可能性の事前点検と緊急在庫
就学	住民票がなくても就学機会を確保可能	転校を避けるため友人支援に依存	就学継続を原則とする即日判断
児童手当	離婚協議中の同居親・DV 避難者への例外	登録変更前の一時給付が夫側口座へ向かう危険	振込前保留・緊急変更・代替支給
窓口実務	個別事情を踏まえた裁量対応	担当職員の迅速な判断で救済	善意・経験を手順書とシステムへ

危機は「今日・明日」で進む。行政記録と制度変更は「申請後・審査後・次回支給」で進む。

分析枠組み：行政負担（学習・手続・心理的コスト）〔15〕、現場裁量〔16〕。制度根拠〔7〕 - 〔14〕

1 ケア・時間 送迎、病気、家事。代わりに担う第二の大人がいない。	2 働き方モデル 固定フルタイム、残業、転勤、急な予定変更が「標準」。	3 可処分所得 賃金増と同時に税・保険料・給付・0～2歳保育料等が変化。
4 住まい 安全性、初期費用、保証人、修繕、即入居性。	5 就学・子ども 転校、通学、情報漏えい、環境変化、親子時間。	6 行政情報 住民票、受給者、口座、担当課の更新速度が異なる。



連鎖の例

子どもの発熱 → 無給休暇・欠勤 → 収入減 → 住宅選択が狭まる → 遠距離転居なら転校 → 手続増 → 就労時間がさらに減る

だから、働き方・所得・住まい・子どもの継続性を一体で設計する。

出典 [6] [20] [21]。夫婦世帯の時間統計はひとり親の実測値ではないが、家庭内でケアが偏る構造を示す参考値。

「両立できる人を例外的に配慮する」のではなく、ケアする人が働き続けられる雇用を標準にする。

設計項目	従来の「標準労働者」モデル	ひとり親包摂型モデル
勤務時間	固定フルタイム・残業対応	予測可能な勤務＋本人の時間統制
急なケア	欠勤・評価低下のリスク	有給の看護休暇＋緊急時の柔軟勤務
キャリア	長時間在席・転勤が昇進条件	短時間正社員でも役割・技能で昇給
研修	勤務外・自己負担になりやすい	勤務時間内＋保育・交通・機器を支援
勤務地	転勤・遠距離通勤を受容	勤務地限定・在宅・時差勤務を選択
前提	家庭にケアを担う別の大人	一人で生計とケアを担う現実を内蔵
年 5 日 子 1 人の子の看護等休暇	年 10 日 子 2 人以上でも上限	68.2% 30 人以上・制度あり事業所で無給（令和 3 年度）

分析枠組み〔23〕、母子世帯の時間的貧困〔22〕、子の看護等休暇〔20〕〔21〕。無給割合は令和 3 年度調査。

児童扶養手当は段階的に減る。問題は、税・社会保険・0～2歳保育料等・他制度が重なると、額面収入ほど手取りが増えない局面が生じること。

手取りの増加	=	賃金の増加	—	税・社会保険料の増加	—	給付減・0～2 歳保育料等の増加
児童扶養手当 令和 8 年度本体：全部支給 月 48,050 円／一部支給 月 48,040～11,340 円 所得に応じて段階的に減り、手当＋就労収入は増える設計		収入限度の例 受給者＋子 1 人：全部支給の収入額ベース約 190 万円／一部支給上限約 385 万円 実際は所得控除・養育費等を含む算定所得で判定		保育料 3～5 歳の基本利用料は原則無償。0～2 歳は住民税非課税世帯が無償 その他の 0～2 歳保育料は市町村民税額等で変わる場合		
評価単位 制度ごとの額ではなく、世帯の可処分所得・親子時間・追加ケア費用 「働くほど損」と断定せず、どこで伸びが緩くなるかを試算		政策手段 全国共通シミュレーター＋6～12 か月の移行措置 同時減額・年度途中の負担変化を予告し、就労選択を支援		成果指標 額面年収ではなく、可処分所得、就労定着、子どもとの時間 就職件数だけの評価から転換		

出典〔18〕〔19〕。所得・保育料・負担は子の年齢、扶養人数、自治体、控除、養育費等で異なるため、個別試算が必要。

09 国への要請：8項目（重点は1-6）

1 初動 72 時間プロトコル 離婚前・別居前を含み、精神的暴力も対象に、安全・住宅・就学・給付・就労を一枚の支援計画でつなぐ。	2 「空室」ではなく「即入居可能」な住宅 事前点検・修繕済みの緊急住宅を常時確保し、保証人・初期費用・入居資格の緊急ルートを標準化する。
3 子どもの就学継続を先に保障 住民票の異動を前提とせず、区域外就学等を迅速に判断し、安全な情報管理と必要な通学支援を行う。	4 給付は現に養育する者へ 児童手当データを利用する一時給付には、DV・離婚協議・別居時の振込保留、受給者・口座変更、代替支給の例外ルートを必須化する。
5 ひとり親包摂型の標準雇用 「家庭に別のケア担当者がいる」前提を改め、予測可能な勤務、短時間正社員のキャリア、有給の子の看護等休暇、緊急時の柔軟勤務を標準にする。	6 働くほど手取りが増える制度設計 児童扶養手当、税・社会保険、0～2歳保育料等、住宅・教育支援を横断して可処分所得を試算し、複数制度の同時減少を緩和する。
7 養育費の権利実現 2026年施行の制度改正を相談・合意書・執行支援につなげ、不払い時の公的立替・回収の検討を進める。	8 国の基準・財源・KPI 関係府省共通の最低基準、自治体への恒久財源、誤振込・就学中断・住宅不適合・就労定着・可処分所得等の成果指標を設定し毎年公表する。

要請先（所管横断）：厚生労働省、こども家庭庁、国土交通省、文部科学省、総務省、法務省。厚生労働省には女性支援新法・生活困窮者支援・雇用政策の接続を要請。

10 提案する実装モデル：初動 72 時間＋30 日安定化

0-24 時間	安全と今夜の生活	危険評価／安全な連絡／即入居住宅／緊急現金・給付の振込保留／医療・警察・女性支援への接続			
24-72 時間	子どもの継続性	学校継続の決定／情報保護／児童手当・一時給付の受給者変更／法律相談／ケース担当決定			
30 日以内	生活の安定化	恒久住宅／就労・保育／児童扶養手当等／養育費合意・執行／心身の回復支援／フォロー計画			
担当決定	同じ説明	就学中断	誤った口座	入居不適合	手取り・定着
1 営業日以内	1 回以内	0 日	0 件	0 件	3・6・12 か月
		シングルマザー議員連盟（仮称）で、匿名事例を政策データに変え、自治体間比較・国への共同提言・実施後検証を継続する。			

KPI は本報告書の提案値。安全上、加害者への照会を避ける必要がある事案を含むため、本人同意と情報保護を前提に運用する。

政策研究報告書・政策要請書・発表原稿

ひとり親を想定しない働き方モデルと女性の貧困

働き方・可処分所得・離婚避難支援を一体で再設計する政策提言

要旨

母子世帯は高い就業率にもかかわらず高い貧困リスクに直面する。本報告は、その背景を、①ケアを担う別の大人を暗黙に置く標準雇用、②複数制度が重なり可処分所得の伸びを弱める所得設計、③離婚・避難時に住宅・就学・給付が接続しない行政設計として分析する。核心的提案は、ひとり親包摂型雇用、制度横断の手取り設計、初動 72 時間プロトコルである。

対象	第 22 回全国地方議員交流研修会 in 横浜 第 4 分科会
発表時間	10-13 分
方法	公的統計・法制度・労働研究の二次分析＋匿名事例のプロセス・トレーシング＋制度ギャップ分析
要請先	厚生労働省を中心に、こども家庭庁、国土交通省、文部科学省、総務省、法務省との連携を要請
確認日	2026 年 7 月 14 日

目次・構成

- 1 エグゼクティブ・サマリー
- 2 研究目的、方法、分析枠組み、用語、限界
- 3 全国データと先行研究：高就業率・時間的貧困・収入の壁
- 4 匿名事例：精神的暴力からの避難と住まい・就学・給付の連鎖
- 5 制度ギャップ分析：働き方・所得・危機対応の接続不全
- 6 政策提言：国への 8 項目要請
- 7 自治体が直ちに実施できる初動 72 時間モデル
- 8 実装ロードマップと成果指標
- 9 提出用・政策要請書（案）
- 10 10-13 分発表原稿
- 11 参考文献・公式資料

1 エグゼクティブ・サマリー

本報告の出発点は、「母子世帯の母は働いている。それでも貧困リスクが高い」という事実である。令和3年度全国ひとり親世帯等調査では、母子世帯の母の就業率は86.3%、平均年間就労収入は236万円であった。雇用形態別では、正規の職員・従業員344万円に対し、パート・アルバイト等は150万円である。⁽¹⁾ 一方、2021年の「大人が一人」の子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は44.5%で、「大人が二人以上」の8.6%の約5.2倍であった。⁽²⁾

この組合せは、就労促進だけでは問題が解けないことを示す。日本の標準的な雇用は、残業、急な予定変更、転勤、勤務外研修に応じられ、家庭内の別の大人がケアを吸収することを暗黙に想定してきた。ひとり親にはその緩衝役がいなかったため、働き方そのものを、ひとり親を含むケア責任者が継続できる形へ再設計する必要がある。

所得面では、児童扶養手当は所得に応じて段階的に減り、手当と就労収入の合計は増えるよう設計されている。しかし、税・社会保険料、0～2歳保育料等、住宅・教育支援が別々の基準と時期で変動すると、額面収入の増加ほど可処分所得が増えない局面が生じる。したがって、単独制度を「壁」と断定するのではなく、制度横断の手取りと親子時間を評価単位とする必要がある。^{(18) (19)}

本報告が扱う匿名事例では、精神的暴力・支配から逃れようとした女性が、生活費、住宅、子どもの就学、給付の振込先という複数の壁に同時に直面した。市営住宅は、相談者が直ちに子どもと暮らせないと判断する状態であり、友人宅を一時的な生活拠点として住所を移すことで、学校変更を避けた。さらに、物価高騰対策の子育て支援金が、当時の児童手当登録口座である夫側名義の口座へ振り込まれる予定となっていたが、窓口職員の迅速な対応で変更が間に合った。

核心

制度がなかったのではない。制度がつながらず、危機の時間に間に合わなかった。また、現場職員の裁量で救済されたことは評価すべきだが、同じ救済が全国どこでも再現される保証はない。

1.1 本報告の4つの結論

1

高い就業率と高い貧困率は両立する

問題を「働くか」に縮減せず、賃金、安定性、時間、可処分所得、子どものウェルビーイングを一体で評価する。

2

標準雇用が「第二のケア担当者」を暗黙に想定する

予測可能な勤務、短時間正社員のキャリア、有給の看護休暇、緊急時の柔軟勤務を標準化する。

3

収入の壁は複数制度の重なりとして把握する

児童扶養手当単独ではなく、税、社会保険、0～2歳保育料等、住宅・教育支援を横断して手取りの傾きを試算する。

4

離婚・避難は複合危機であり、良い裁量を制度化する

住宅、学校、給付、住民票、就労を初動 72 時間で接続し、振込前安全確認と全国共通手順を設ける。

1.2 重点要請

- 1 初動 72 時間プロトコル：離婚前・別居前を含み、精神的暴力も対象に、安全・住宅・就学・給付・就労を一枚の支援計画でつなぐ。
- 2 「空室」ではなく「即入居可能」な住宅：事前点検・修繕済みの緊急住宅を常時確保し、保証人・初期費用・入居資格の緊急ルートを標準化する。
- 3 子どもの就学継続を先に保障：住民票の異動を前提とせず、区域外就学等を迅速に判断し、安全な情報管理と必要な通学支援を行う。
- 4 給付は現に養育する者へ：児童手当データを利用する一時給付には、DV・離婚協議・別居時の振込保留、受給者・口座変更、代替支給の例外ルートを必須化する。
- 5 ひとり親包摂型の標準雇用：「家庭に別のケア担当者がいる」前提を改め、予測可能な勤務、短時間正社員のキャリア、有給の子の看護等休暇、緊急時の柔軟勤務を標準にする。
- 6 働くほど手取りが増える制度設計：児童扶養手当、税・社会保険、0～2 歳保育料等、住宅・教育支援を横断して可処分所得を試算し、複数制度の同時減少を緩和する。

2 研究目的、方法、分析枠組み、用語、限界

2.1 研究目的

本報告の目的は、シングルマザーの貧困を個人の就労意欲や家計管理の問題としてではなく、**雇用・ケア・住宅・教育・給付・行政実務が交差する政策課題**として可視化し、国及び自治体の実装可能な改善案を提示することである。

2.2 方法

- 公的統計の二次分析：こども家庭庁、厚生労働省、総務省等の最新公表資料から、就業、収入、貧困、賃金、物価、時間利用、養育費を整理した。
- 法制度・行政運用の確認：女性支援新法、DV 防止法、就学、児童手当、住民基本台帳支援措置、住宅セーフティネット等の公式資料を確認した。
- 匿名事例のプロセス・トレーシング：一人の相談事例について、意思決定と制度接触を時系列に並べ、どの時点で障壁が発生し、何が救済要因となったかを分析した。
- 制度ギャップ分析：法律上可能な支援と、危機時に当事者が実際に利用できた支援との差を整理した。
- 先行研究による理論分析：ジェンダー化された組織論、母子世帯の時間的貧困、行政負担、現場裁量の研究を用い、個別事例を構造的課題へ位置付けた。

2.3 分析枠組みと用語

標準労働者モデル

本報告では、固定的フルタイム、残業、転勤、急な予定変更、勤務外研修に応じられ、家事・育児・病気対応は家庭内の別の者が担うことを暗黙に想定した雇用設計をいう。Acker のジェンダー化された組織論が示す、身体やケアから切り離された「抽象的な職務」の視角を援用する。^[23]

時間的貧困

就労時間だけでなく、勤務時刻の予測可能性、本人が時間を調整できる度合い、無償ケア、移動、行政手続を含め、休息や子どもとの時間が不足する状態をいう。JILPT は、母子世帯で経済的自立の裏側に時間的貧困が残る可能性を指摘する。^[22]

ワーキングプア

本報告では、就労していても、低賃金、雇用不安定、ケア制約、社会保険・税・給付の組合せ等により、相対的貧困又は継続的な生活困難から抜け出しにくい状態を指す。日本の公的統計に単一の法定定義があるわけではないため、複数指標を組み合わせる。

モラハラ

法令上の統一用語ではない。本報告では、暴言、侮辱、監視、孤立化、経済的支配等の**精神的暴力・支配**を一般に理解しやすく表す語として用いる。DV 防止法上の適用や保護命令の可否は、個別事案の要件により判断される。^[8]

収入の壁

児童扶養手当等の単独制度による一つの「崖」ではなく、賃金増に伴う税・社会保険料、給付減、0～2 歳保育料等、住宅・教育支援、追加ケア費用が重なり、**可処分所得の増加幅が額面収入の増加幅より小さくなる局面**を指す。

行政負担

制度を知るための学習コスト、書類・証明・窓口移動等の遵守コスト、羞恥・不安・再説明等の心理的コストをいう。危機にある人ほど、これらの負担を処理する時間と余力が少ない。^[15]

2.4 分析

- ・全国ひとり親世帯等調査は最新の包括調査であるが、令和 3 年度調査で収入は令和 2 年の状況を示す。物価・賃金の最新値とは時点が異なる。
- ・平均年間就労収入 236 万円は個人の就労収入であり、貧困線 127 万円は世帯の等価可処分所得である。概念が異なるため、両者を直接比較して「何万円不足」とは言えない。
- ・匿名事例は制度の相互作用を示すための事例研究であり、全てのシングルマザーに一般化するものではない。
- ・住宅の状態や給付の運用は自治体・事業ごとに異なる。本報告は特定自治体を評価するものではなく、再発防止の標準設計を提案する。
- ・夫婦世帯の家事関連時間は、ケアの男女差を示す参考値であり、ひとり親の時間利用を直接測定したものではない。
- ・可処分所得の変化は、子の年齢、扶養人数、自治体の保育料・住宅制度、社会保険加入、控除、養育費等で異なる。本報告の数値は制度例であり、個別家計の損得を断定しない。

3 全国データと先行研究：高就業率・時間的貧困・収入の壁

3.1 就業率の高さだけでは生活安定を測れない

母子世帯の母の 86.3%が就業している。就業者のうち正規の職員・従業員は 48.8%、パート・アルバイト等は 38.8%である。¹⁰ 就業率だけを成果指標にすると、低賃金、短時間、不安定シフト、社会保険、昇給機会、子どもの病気時の所得喪失が見えなくなる。

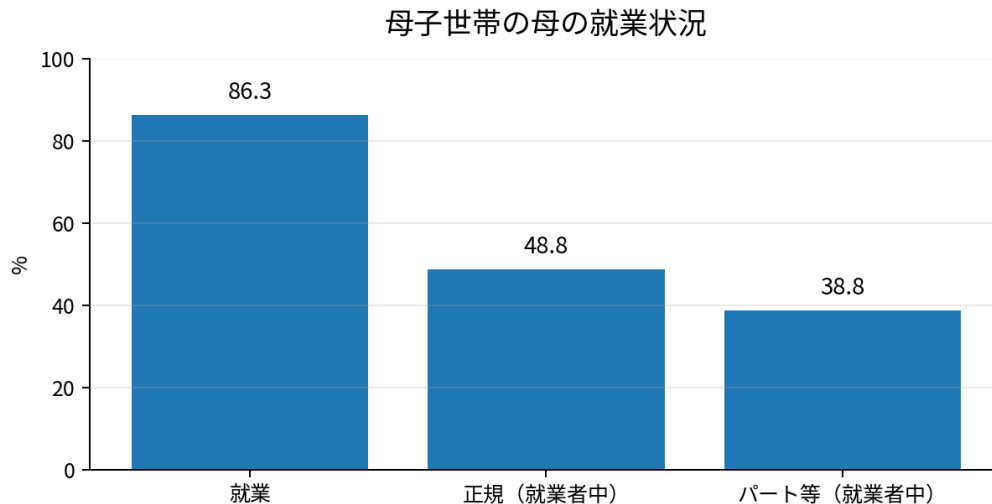


図1 母子世帯の母の就業状況（出典〔1〕）

3.2 雇用形態が年間就労収入を大きく左右する

母子世帯の母自身の平均年間就労収入は 236 万円、**中央値は 200 万円**である。正規の職員・従業員では 344 万円、パート・アルバイト等では 150 万円であり、平均差は 194 万円、倍率は約 2.3 倍である。^㉔ これは「同じように働く」ことの中に、雇用安定、労働時間、時間単価、賞与、社会保険、昇給、訓練機会の差が含まれていることを示す。

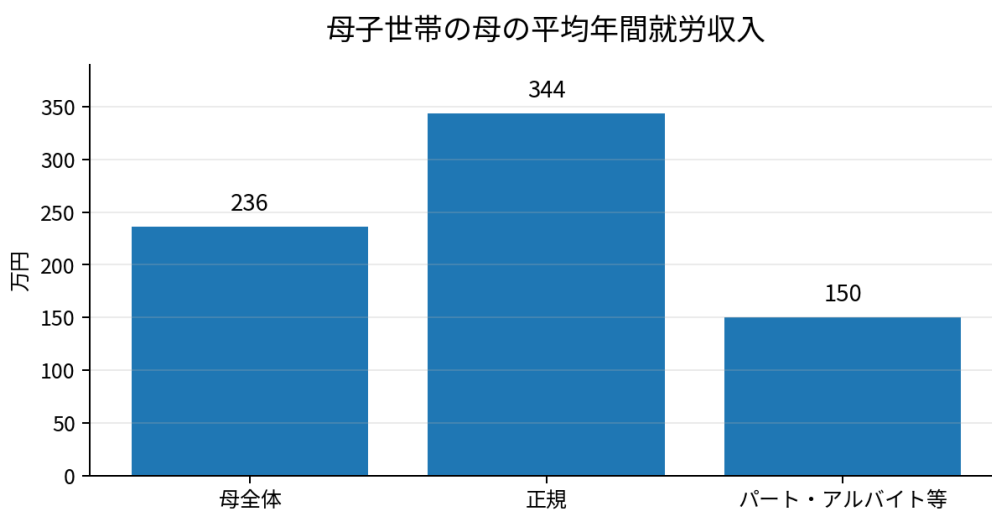


図2 母子世帯の母の平均年間就労収入（出典〔1〕）

3.3 ひとり親を含む「大人 1 人」世帯の貧困リスク

2021 年の貧困線は等価可処分所得 127 万円で、相対的貧困率は 15.4%、子どもの貧困率は 11.5%であった。「子どもがいる現役世帯」のうち、大人 1 人の世帯員の相対的貧困率は 44.5%、大人 2 人以上は 8.6%である。^㉕ 単独でケアと生計維持を担う構造が、所得リスクを大きく高めている。

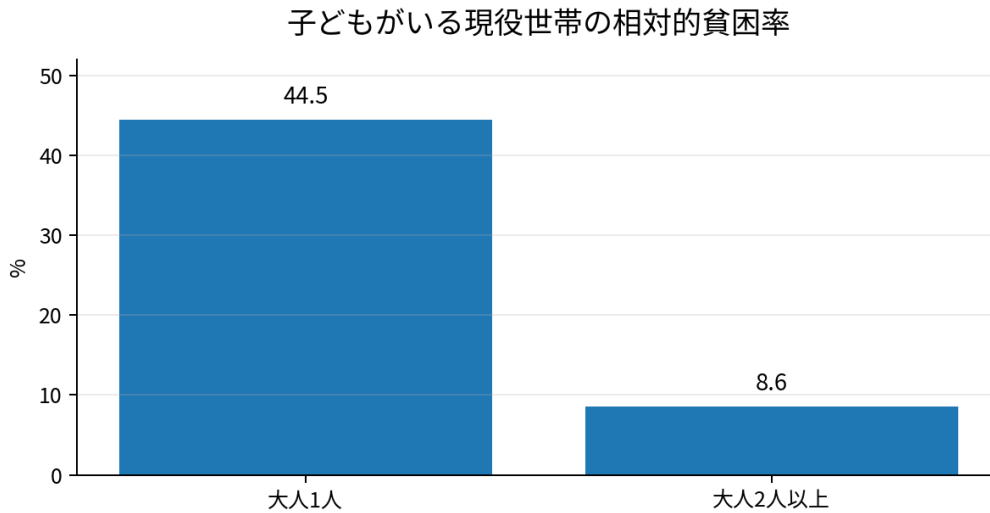


図3 子どもがいる現役世帯の相対的貧困率（出典〔3〕）

3.4 女性の賃金格差とケア負担

2025 年の一般労働者の所定内給与額は、男性 37 万 3,400 円、女性 28 万 5,900 円で、男女間賃金格差は男性を 100 として 76.6 であった。^{〔4〕} 6 歳未満の子どもを持つ夫婦と子どもの世帯では、家事関連時間は夫 1 時間 54 分、妻 7 時間 28 分で、妻は夫の約 3.9 倍である。^{〔6〕} 結婚・出産・育児期に蓄積した雇用とケアの不利が、離婚後に一人分の家計へ集中する。

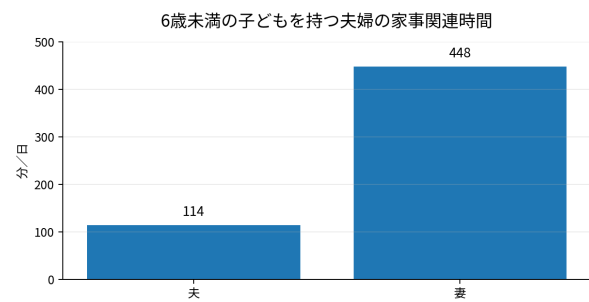
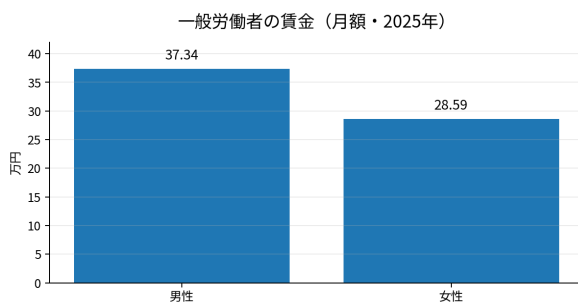


図4 一般労働者の男女別賃金（出典〔4〕）／図5 6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事関連時間（出典〔6〕）

3.5 養育費と物価高

離婚母子家庭で養育費の取決めをしているのは 46.7%、現在も受給しているのは 28.1%である。取決めをした世帯に限っても、現在受給している割合は 57.7%である。^{〔2〕} 養育費が安定収入として機能しなければ、就労収入と公的給付への依存が高まり、子どもの生活費が不安定になる。

2026 年 5 月の消費者物価指数は、2020 年を 100 として 113.5、前年同月比 1.5%上昇であった。^{〔5〕} 低所得世帯は食料、住居、光熱等の基礎的支出を削りにくい。物価高対策の給付は重要であるが、支給データが実際の養育状況とずれると、緊急支援が当事者に届かない。

3.6 先行研究が示す「福祉から就労へ」の限界

JILPT の 2025 年報告は、2011～2022 年の結合データを用い、母子世帯の経済状況は改善しても、子育て世帯の中での相対的位置はむしろ悪化し、ふたり親世帯との所得格差がライフステージ後半で拡大することを示した。また、2018 年の児童扶養手当改正で全部支給者は増えたが、母子世帯全体の貧困率や働き方の改善にはつながらなかった。^{〔22〕}

同報告は、母子世帯が経済的自立を達成する裏側で、子どもへの時間的投資が不足する可能性を指摘する。政策目標を就職や就労時間の増加だけに置けば、所得と引換えに親子時間・休息・健康を失う。したがって、**所得、時間、子どものウェルビーイングを同時に改善する政策**が必要である。

3.7 ひとり親を想定しない「標準労働者モデル」

Acker は、組織や職務はジェンダー中立ではなく、抽象的な職務が、身体や生殖、ケア責任から切り離された普遍的労働者を想定していると論じた。⁽²³⁾ この視角を現在の就労制度に当てはめると、固定フルタイム、残業、転勤、急な予定変更、勤務外研修に応じられることが「標準」とされ、その背後に家事・育児・病気対応を担う別の大人が置かれている。

ひとり親には、急な発熱時に代わりに休む人、残業時に迎えへ行く人、資格取得中に家事を担う人が原則としていない。したがって問題は、本人が両立能力を欠くことではなく、**雇用設計が一人で生計とケアを担う現実を内蔵していないこと**である。

設計項目	従来モデル	ひとり親包摂型モデル
時間	長さ中心、残業対応	長さ＋時刻の予測可能性＋本人の時間統制
急病	欠勤又は年休で吸収	有給看護休暇、代替要員、緊急柔軟勤務
雇用	短時間＝補助的・昇進外	短時間正社員でも役割・技能に応じ昇給
評価	在席時間、残業、転勤	成果、役割、技能。ケア利用で不利益を与えない
訓練	勤務外・自己負担	勤務時間内、保育・交通・機器費を支援
ケア前提	別の家族が吸収	一人で生計とケアを担うことを前提

現在の子の看護等休暇は小学3年生修了まで、年5日、子が2人以上でも年10日である。⁽²⁰⁾ 令和3年度調査では、制度のある30人以上事業所の68.2%が無給であった。⁽²¹⁾ 子どもの病気という避けられないケア需要が、所得喪失と人事評価の不利益に直結しない制度へ改める必要がある。

3.8 収入の壁を「可処分所得の傾き」として把握する

児童扶養手当は、所得に応じて全部支給、一部支給、支給停止へ段階的に変わり、就労等収入が増えるにつれて、手当を加えた総収入も増えるよう設計されている。令和8年度の本体全部支給額は月48,050円、一部支給は月48,040円～11,340円である。受給者と子1人の例では、給与収入額ベースの全部支給限度は約190万円、一部支給上限は約385万円である。⁽¹⁸⁾

したがって、「少し働くと手当が全部なくなる」と説明するのは正確ではない。しかし家計の生活実感は、**可処分所得＝就労収入＋給付－税・社会保険料－保育・住居・教育・追加ケア費用**で決まる。複数制度が異なる所得年・判定時期・世帯単位で変化すれば、額面収入の増加に比べて手取りの増加が小さくなる。

制度・負担	現行制度のポイント	政策上の論点
児童扶養手当	所得に応じ段階的に減額。手当＋就労収入は増える設計 ⁽¹⁸⁾	単独制度の「崖」ではなく、他制度との重なりを試算
税・社会保険	収入、働き方、加入条件で負担が変化	手取り、将来年金、企業負担を同時表示

制度・負担	現行制度のポイント	政策上の論点
0～2 歳保育料	住民税非課税世帯は無償。その他は市町村民税額等で決定 ⁽¹⁹⁾	所得上昇時の負担変化を事前に提示
3～5 歳保育	基本利用料は原則無償 ⁽¹⁹⁾	延長保育、給食費等の周辺費用も把握
住宅・教育等	公営住宅家賃、就学援助、自治体給付は基準が別	同じ年度に複数支援が減る場合の移行措置
政策判断	「働くほど損」と一括して表現するのではなく、どの所得帯・子の年齢・自治体条件で可処分所得の伸びが緩くなるかを可視化し、複数制度の同時減額を調整する。	

4 匿名事例：精神的暴力からの避難と住まい・就学・給付の連鎖

事例取扱

相談者の申告に基づき、個人が特定されないよう、時期、家族構成、地域、施設等の一部を加工している。以下は法的評価を確定するものではなく、制度アクセスの過程を分析するための記述である。

4.1 事例の概要

相談者は、夫からの精神的暴力・支配、いわゆるモラハラから逃れるため、できる限り早く別居・離婚したいと考えていた。しかし、離婚後の金銭的不安、子どもの就学継続、住まいの確保が相互に絡み、すぐには動けない状況にあった。

市営住宅への入居が選択肢となったが、案内された住宅は、相談者が「修繕なしでは子どもと直ちに住むことは難しい」と判断するほど老朽化し、必要な修繕が完了していなかった。安全な避難先を得るはずの住宅が、実際には即時の生活再建に使えなかった。

子どもの学校を変更しないため、最終的に、友人宅を一時的な生活拠点として住所を移す対応を取った。これは友人の支えに依存した緊急避難であり、誰にでも利用できる公的制度ではない。住所異動は、生活実態、安全確保、住民基本台帳上の適切な手続を前提とする必要があり、本報告は形式的な住所移転を一般に推奨するものではない。

さらに、物価高騰対策として支給される子育て支援金について、振込先が当時の児童手当登録口座、すなわち夫側・世帯主名義の口座となる予定であることが判明した。相談を受けた窓口職員が急ぎ対応し、支給前に振込先変更が間に合った。

4.2 時系列

段階	当事者の目的	制度・現場の反応	発生したリスク
1	精神的暴力から離れたい	安全と離婚の相談を開始	離婚前であるため支援要件・証明が分かりにくい
2	子どもと住める場所を確保	市営住宅が候補となる	空室でも即居住可能ではない
3	学校を変えたくない	住所・学区との調整が必要	転校、情報漏えい、通学中断

段階	当事者の目的	制度・現場の反応	発生したリスク
4	安全な一時居所を得る	友人宅を一時的な生活拠点に	非公式支援に依存、友人がいない人は再現不可
5	子ども向け給付を受け取る	旧児童手当口座を基に支給処理	夫側口座へ支給される可能性
6	振込先を修正	窓口職員が緊急変更	担当者の発見・裁量に結果が左右される

4.3 何が機能し、何が機能しなかったか

機能した要因

- 相談者が早い段階で窓口相談し、子どもの就学と給付を含めて問題を伝えたこと。
- 窓口職員が支給データと実際の養育状況の不一致に気づき、支給前に振込先変更を行ったこと。
- 友人による一時的な居住支援があり、子どもの環境変化を抑えられたこと。

制度上の弱点

- 住宅は「空いているか」で把握され、「今日から安全に住めるか」という居住可能性の確認が不十分だったこと。
- 就学継続、住民票、住宅、給付の判断が、一つの危機対応計画として統合されていなかったこと。
- 給付システムが過去の受給者・口座情報を基に処理され、離婚協議・別居・DV相談という現況の変化を自動で反映できなかったこと。
- 救済が窓口職員の経験と裁量に依存し、標準手順として保証されていなかったこと。

5 制度ギャップ分析：働き方・所得・危機対応の接続不全

5.1 危機の時間と行政の時間

DV や精神的支配からの避難では、安全上の決断が数時間から数日で必要になる。他方、行政制度は、申請、証明、担当課照会、審査、支給データ確定、次回支給という単位で進む。危機対応の時間軸と行政処理の時間軸が異なるため、制度上は救済可能でも、実際の支給・入居・就学決定が間に合わないことがある。

時間軸

当事者：今夜どこで寝るか／明日学校へ行けるか／給付が相手口座へ入る前に止められるか。
行政：必要書類がそろったか／担当課の確認が終わったか／支給データの締切に間に合うか。

5.2 行政負担の三つのコスト

1

学習コスト

どの制度が使えるか、DVに該当するか、住民票なしで就学できるか、どの課に行くかを自ら調べる負担。

2

遵守コスト

複数の窓口、証明書、申立書、口座変更、住宅確認、学校調整を短期間で行う負担。

3

心理的成本

被害を何度も説明すること、相手に連絡される不安、支援を断られる恐怖、子どもへの罪悪感。

行政負担の研究は、複雑な手続が給付・権利へのアクセスを妨げることを示している。^{〔15〕} 本事例では、相談者の時間・資金・心理的余力が最も少ない避難直後に、最も多くの手続が集中した。

5.3 現場裁量の功罪

現場職員の裁量は、複雑な制度を個別事情に適用するため不可欠であり、本事例でも振込先変更という重要な救済につながった。しかし、裁量が個人の経験、問題意識、部署間の人間関係に依存すると、同じ事情でも自治体や担当者により結果が異なる。これは、現場職員を非難する問題ではなく、**良い判断を再現できる制度・システム・研修・権限を整える問題**である。^{〔16〕}

5.4 制度上の可能性とアクセスの差

制度・分野	公式に示されている可能性	アクセス上の課題
女性支援新法	早期からの切れ目のない包括的支援、多機関連携 ^{〔7〕}	自治体の窓口・計画・担当者配置に差がある
DV 防止法	心身に有害な影響を及ぼす言動を含む ^{〔8〕}	「身体的暴力がないから対象外」と誤解されやすい。保護命令は別途要件がある
就学	住民票の有無にかかわらず就学機会を確保 ^{〔9〕}	当事者・学校・一般窓口が例外運用を知らない場合がある
DV 時の就学	転学先・居住地情報を厳重管理 ^{〔10〕}	情報共有が広すぎると安全を害する。狭すぎると支援が止まる
児童手当	離婚協議中の別居では子と同居する親、DV 時は住民票未異動の例外 ^{〔11〕}	証明、相談先、支給データ確定時期が壁になる
住民票支援措置	加害者による閲覧・交付請求等を制限 ^{〔14〕}	申出、確認、担当部署間の安全な連携が必要

5.5 働き方と所得保障の接続不全

就労支援が「就職したか」「就労時間が増えたか」だけで評価されると、子どもの病気による欠勤、無給休暇、予測不能シフト、保育・送迎費用、児童扶養手当等の変化を捉えられない。JILPTの研究が示すように、経済的自立の追求が時間的貧困を深める場合、就業実績だけを政策成果とすることには限界がある。

〔22〕

必要なのは、①3・6・12 か月後の雇用継続、②時間当たり賃金と月収、③社会保険加入、④勤務時刻の予測可能性、⑤有給ケア休暇、⑥可処分所得、⑦親子時間・心身の状態を一体で追跡する評価である。企業への助成も、採用人数ではなく、こうした就労の質の改善と結び付けるべきである。

6 政策提言：国への8項目要請

以下は、厚生労働省を主たる要請先としつつ、こども家庭庁、国土交通省、文部科学省、総務省、法務省との共同対応を求めるものである。厚生労働省には、女性支援新法、生活困窮者自立支援、居住支援、雇用政策の接続を主導することを求める。

要請1 離婚前後・DV避難の「初動72時間プロトコル」を全国標準化

要請内容： 精神的暴力、経済的支配、離婚前・別居前を含む危機相談を受けた最初の窓口が、一営業日以内にケース担当を定め、安全、住宅、就学、給付、住民票、医療、法律、就労を一枚の支援計画に統合する全国共通手順を策定する。

実装項目

- ・ 本人が同じ説明を繰り返さない共通アセスメント票
- ・ 本人同意を原則とした最小限の情報共有
- ・ 加害者への照会が安全を害する場合の代替確認
- ・ 夜間・休日を含む緊急連絡ルート
- ・ 自治体向け研修、模擬訓練、事例レビュー

要請2 「空室数」ではなく「即入居可能戸数」を管理

要請内容： 公営住宅、居住サポート住宅、セーフティネット登録住宅、女性自立支援施設、母子生活支援施設、民間借上げ住宅等を組み合わせ、緊急時に24時間から72時間以内で入居できる住宅在庫を確保する。

実装項目

- ・ 鍵、水回り、電気、ガス、トイレ、衛生、カビ、防犯、必要修繕の事前点検
- ・ 保証人・緊急連絡先・初期費用を理由に避難を遅らせない
- ・ 修繕費、清掃費、家具家電、移送費への国庫支援
- ・ 子どもの学校を継続できる圏域内物件を優先
- ・ 入居後の生活支援と恒久住宅への移行

要請3 子どもの就学継続・情報保護を全国最低基準に

要請内容： 安全上支障がなく、子どもの利益にかなう場合には、避難や住所異動を理由に自動的に転校させず、住民票の異動を前提としない区域外就学・指定校変更等を迅速に決定する。

実装項目

- ・ 就学中断ゼロ日を原則
- ・ 一営業日以内の暫定就学決定
- ・ 居住地、転学先、通学経路を必要最小限の担当者に限定
- ・ 必要な交通費・送迎費の支援
- ・ 学校内での安全計画と心理的支援

要請4 子ども関連給付に「実際の養育者またはこども本人へ届ける安全装置」

要請内容： 児童手当等の既存データを利用して一時給付を自動支給する場合、離婚協議中、別居、DV相談、受給者変更手続中等を検知し、支給ファイル確定前に保留・変更・代替支給できる標準仕様を設ける。

実装項目

- ・「世帯主＝受給者」とみなさない制度説明
- ・実際に子どもと同居・監護する者への緊急変更
- ・加害者への連絡を要しない確認方法
- ・自治体窓口を支給停止・変更の権限と締切後の救済手段
- ・誤支給発生時の迅速な再支給と国費負担

要請 5 ひとり親を包摂する「標準雇用モデル」へ転換

要請内容： 固定フルタイム、残業、急な予定変更、転勤に常時対応でき、家庭内の別の者がケアを引き受けることを暗黙に想定した雇用設計を見直す。予測可能な勤務、本人の時間統制、短時間正社員のキャリア、有給ケア休暇を標準化する。

実装項目

- ・短時間正社員でも役割・技能に応じて昇給・昇進できる制度
- ・子の看護等休暇の有給化、ひとり親への日数上乘せ、時間単位取得
- ・緊急時のテレワーク、時差勤務、残業免除を当日利用できる手順
- ・病児・病後児保育、学童、送迎、ショートステイの供給保障
- ・研修を勤務時間内に行い、生活費・保育費・交通費・機器費を支援
- ・ケア制度利用を人事評価・契約更新・配置で不利益に扱わない
- ・中小企業への代替要員費、業務再設計費、公共調達上の評価

要請 6 働くほど手取りが増える制度横断設計

要請内容： 児童扶養手当、児童手当、税、社会保険料、0～2 歳保育料等、就学援助、公営住宅家賃、自治体給付を横断し、就労時間・賃金の変化が可処分所得と親子時間に与える影響を確認できる全国共通シミュレーターを整備する。

実装項目

- ・児童扶養手当は段階的的制度であることを正確に説明
- ・子の年齢、扶養人数、養育費、控除、自治体差を反映
- ・制度ごとの所得年・判定月・世帯単位・更新時期を可視化
- ・複数制度が同時に減る局面へ6～12 か月の移行給付・負担凍結
- ・自治体窓口、ハローワーク、母子・父子自立支援員が同じ試算を使用
- ・可処分所得、追加ケア費用、親子時間を政策 KPI 化
- ・匿名化した実績データで所得帯別の政策効果を毎年検証

要請 7 養育費を「取れた人だけの収入」にしない

要請内容： 2026 年 4 月施行の民法等改正による法定養育費、先取特権等を、相談現場で利用できる形に落とし込み、離婚前から合意書作成、法テラス、公証、家庭裁判所、執行支援へ切れ目なく接続する。⁽¹⁷⁾

実装項目

- ・離婚届前後の無料相談・合意書作成支援
- ・相手の勤務先・財産情報取得の支援
- ・支払停止時の通知・執行支援
- ・公的立替払い・回収制度の実証と全国化検討
- ・DV 事案で安全を害しない連絡・執行

要請 8 国の最低基準・恒久財源・成果指標

要請内容：自治体の創意工夫に委ねるだけでなく、最低限保障すべき初動、住宅、就学、給付、情報保護の基準を国が示し、必要な人員・システム・住宅確保に恒久財源を措置する。

実装項目

- ・ ケース担当決定までの時間
- ・ 同じ説明の反復回数
- ・ 就学中断日数
- ・ 給付の誤った口座への振込件数
- ・ 緊急住宅の居住不適合件数
- ・ 就労定着・賃金・可処分所得・養育費受領

7 自治体が直ちに実施できる初動 72 時間モデル

国の制度改正を待たず、自治体は既存の女性支援、生活困窮、住宅、教育、児童手当、住民票、子育て、法律相談の運用を接続できる。以下は条例改正を要しない又は比較的短期間で実施可能なモデルである。

7.1 0-24 時間：安全・今夜の居所・給付保全

- ・ 安全な連絡方法、加害者への照会可否、居所秘匿の必要性を確認する。
- ・ 「今夜から住める」緊急住宅を確保し、鍵・水回り・衛生・防犯を確認する。
- ・ 支給予定の一時給付・児童手当等について、受給者・口座の現況を確認し、必要なら振込保留・変更を依頼する。
- ・ 緊急小口、食料、移動、通信、医療、法律支援へ接続する。
- ・ 勤務先への安全な連絡方法、休暇・勤務変更の必要性を確認する。
- ・ 一営業日以内にケース担当者を決める。

7.2 24-72 時間：子どもの継続性と制度変更

- ・ 学校・教育委員会と協議し、住民票を前提としない暫定就学・区域外就学等を決定する。
- ・ 転学先・居住地・通学経路の情報取扱者を限定する。
- ・ 児童手当、児童扶養手当、保険、住民票支援措置、保育・学童を一括確認する。
- ・ 離婚・親権・養育費・保護命令等の法律相談につなぐ。
- ・ 児童扶養手当等と税・社会保険・保育料等の概算手取りを試算する。
- ・ 本人と「30 日生活安定化計画」を作る。

7.3 30 日以内：恒久住宅・所得・就労・回復

- ・ 恒久住宅への移行、保証・初期費用・家財支援を行う。
- ・ 就労継続又は転職について、予測可能な勤務、保育・病児保育・学童、手取り試算と一体で計画する。
- ・ 児童扶養手当等の所得保障、養育費の取決め・執行支援を行う。
- ・ 本人と子どもの心理的ケア、医療、学校でのフォローを確保する。
- ・ 30 日・3 か月・6 か月・12 か月で生活安定をモニタリングする。

7.4 窓口用チェックリスト（案）

確認	24 時間以内	72 時間以内	30 日以内
安全な連絡・居所秘匿	□	□更新	□更新
緊急住宅・居住可能性	□確保	□継続確認	□恒久化
学校・通学・情報保護	□連絡	□暫定決定	□安定化
給付の振込先・受給者	□保留確認	□変更完了	□全制度確認
住民票・支援措置	□相談	□申出・調整	□更新管理
現金・食料・通信・移動	□	□	□生活費計画
法律・養育費	□予約	□初回相談	□合意・手続
就労・保育・学童	□勤務保全	□緊急調整	□継続計画

8 実装ロードマップと成果指標

期間	国	自治体	成果物
0-6 か月	関係府省タスクフォース、既存通知整理、モデル自治体公募	部局横断チーム、緊急住宅棚卸し、給付データ締切の確認	共通チェックリスト、連絡網、暫定手順
6-12 か月	初動 72 時間ガイドライン、システム標準要件、交付金	モデル運用、研修、事例レビュー、学校・住宅協定	モデル事業報告、KPI 初期値
1-2 年	全国展開、恒久財源、法令・通知改正	標準運用、民間団体・居住支援法人との連携	全国比較、改善計画
毎年	成果公表、第三者評価、制度見直し	匿名事例と KPI を公表	年次報告書・共同提言

8.1 提案 KPI

領域	指標	目標
初動	ケース担当者決定までの時間	1 営業日以内
負担	本人が同じ説明を行った回数	1 回以内
教育	避難に伴う就学中断日数	0 日
給付	実際の養育者でない口座への誤振込	0 件
住宅	緊急住宅の居住不適合により入居できなかった件数	0 件
就労・所得	3・6・12 か月後の就労継続、賃金、勤務予測可能性、社会保険、可処分所得	改善

時間	本人の休息、子どもとの時間、ケア制度利用による不利益	改善・不利益 0
権利	養育費の取決め・受給・執行支援到達率	毎年上昇

KPI は支援対象者を管理・監視するためではなく、**制度が当事者に余計な負担や危険を生じさせていないかを測る**ために用いる。個人情報を匿名化し、小規模自治体では再識別リスクに配慮して集約公表する。

9 参考文献・公式資料

本文中の〔数字〕は以下の出典番号に対応する。リンクは2026年7月14日に確認した。制度運用は改正される可能性があるため、提出直前に最新版を再確認する。特に児童扶養手当、保育料、税・社会保険の手取りは世帯条件と自治体運用で異なるため、個別試算を前提とする。

- [1] こども家庭庁（2023）「[令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果](#)」。母子世帯の就業、雇用形態、就労収入等。収入は令和2年の状況。
- [2] こども家庭庁（2026）「[ひとり親家庭等の支援について](#)」。養育費の取決め・受給状況など、現行施策の整理。
- [3] 厚生労働省（2023）「[2022（令和4）年国民生活基礎調査の概況](#)」。2021年の相対的貧困率、貧困線。
- [4] 厚生労働省（2026）「[令和7（2025）年賃金構造基本統計調査の概況](#)」。一般労働者の男女別賃金と男女間賃金格差。
- [5] 総務省統計局（2026）「[2020年基準消費者物価指数 全国 2026年5月分](#)」。総合指数113.5、前年同月比1.5%上昇。
- [6] 総務省統計局（2022）「[令和3年社会生活基本調査 結果の概要](#)」。6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事関連時間。
- [7] 厚生労働省（2024）「[困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針](#)」。早期からの切れ目のない包括的支援、多機関連携等。
- [8] 内閣府男女共同参画局（2026 閲覧）「[配偶者暴力防止法（現行制度の概要）](#)」。身体的暴力だけでなく、心身に有害な影響を及ぼす言動も法の定義に含まれる。
- [9] 文部科学省（2026 閲覧）「[戸籍や住民票がない場合の就学手続について](#)」。住民票等の有無にかかわらず、義務教育の就学機会を確保する必要。
- [10] 文部科学省（2026 閲覧）「[配偶者からの暴力が原因で前住所地から移動してきた保護者の子どもの就学](#)」。就学受入れと転学先・居住地情報の厳重管理。
- [11] こども家庭庁（2026 閲覧）「[児童手当 Q&A（配偶者と別居されている場合の取扱いについて）](#)」。離婚協議中の別居では子と同居する親への支給、DV 時の住民票未異動の例外等。
- [12] こども家庭庁（2025）「[物価高対応子育て応援手当にかかるよくあるお問い合わせ](#)」。原則として児童手当受給口座へ振り込む運用と、受給者変更・口座変更時の取扱い。
- [13] 国土交通省（2026）「[住宅セーフティネット制度の推進について](#)」。DV 被害者・ひとり親等を含む住宅確保要配慮者への居住支援。
- [14] 内閣府男女共同参画局（2026 閲覧）「[住民基本台帳事務における DV 等支援措置](#)」。住民票等の閲覧・交付を制限し、居所探索を防ぐ仕組み。
- [15] Pamela Herd and Donald Moynihan（2018）「[Administrative Burden: Policymaking by Other Means](#)」。行政手続に伴う学習・遵守・心理的コストという分析枠組み。
- [16] Michael Lipsky（1980/2010）「[Street-Level Bureaucracy: Dilemmas of the Individual in Public Services](#)」。現場職員の裁量が制度実施を左右するという分析枠組み。
- [17] 法務省（2026）「[父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました](#)」。2026年4月施行の養育費・親権等に関する民法等改正。
- [18] こども家庭庁（2026）「[児童扶養手当（令和8年度の手当額・所得制限）](#)」。本体全部支給月額48,050円、一部支給48,040円～11,340円。受給者と子1人の場合の収入額ベース例は全部支給限度190万円、一部支給上限385万円。
- [19] こども家庭庁（2026）「[幼児教育・保育の無償化利用者負担](#)」。3～5歳は基本利用料が無償、0～2歳は住民税非課税世帯が無償。その他の0～2歳保育料は市町村民税額等を基に自治体が決定。
- [20] 厚生労働省（2026 閲覧）「[子の看護等休暇](#)」。小学3年生修了まで、子1人で年5日、2人以上で年10日。
- [21] 厚生労働省（2023）「[年次有給休暇と子の看護休暇の比較](#)」。令和3年度調査では、制度規定のある30人以上事業所の賃金取扱いは無給68.2%、有給25.4%、一部有給6.4%。
- [22] 労働政策研究・研修機構（2025）「[母子世帯の階層的分断の実相と趨勢—経済的自立と子どものウェルビーイングの課題—](#)」。2011～2022年の結合データを分析。就労による経済的自立と時間的貧困・子どものウェルビーイングの両立困難を指摘。
- [23] Joan Acker（1990）「[Hierarchies, Jobs, Bodies: A Theory of Gendered Organizations](#)」。組織や職務はジェンダー中立ではなく、抽象的な職務がケア責任を負わない「普遍的労働者」を暗黙に想定するという理論的視角。

資料利用上の注記

- ・本報告は政策提言用の調査報告であり、個別事案への法的助言を目的としない。

- 公表統計の調査年・所得年・公表年が異なるため、図表には可能な限り時点を明記した。
- 匿名事例の具体的事実は、本人の安全とプライバシーを最優先し、口頭で追加しない。
- 引用は要約を中心とし、正確な制度要件は各公式資料の原文を確認する。

議員連盟

シングルマザー議員連盟（仮称）では、①匿名事例の共通様式、②自治体間の働き方・住宅・学校・給付運用比較、③所得帯別の可処分所得試算、④国への年次要請、⑤制度改正後の KPI 検証、⑥当事者・支援者との政策対話を継続する。当事者が政策をつくる側に立つことを活動の中心に据える。